



医療相談室です

～患者さんから最近よくいただくご質問～

Q：介護保険の認定は受けたけれど、サービスを受けるにはどうすればいいの？

A：施設サービスを受ける場合は直接施設に申し込みます。通所サービスや短期入所サービスは要支援の方も要介護の方も利用できますが、入所サービスは要支援の方は利用できませんのでご注意ください。

在宅サービスを受ける場合は、

居宅サービス計画書（ケアプラン）をたてる

居宅サービス事業者（デイケア等居宅サービスを提供する事業者）と契約する

介護サービスの利用

となります。居宅サービス計画書（ケアプラン）は利用者さんやご家族などが個人でたてることも可能ですが、様々な書類の作成、市町村への届け出、単位数の計算や居宅サービス事業者との連絡調整、手続などが複雑です。

指定居宅介護支援事業者（ケアプランセンター）にはそれらのことを行い、居宅サービス計画書をたててくれる介護支援専門員（ケアマネージャー）がおられます。ケアマネージャーは利用者さんが自立した生活をおくるために、またよりよく介護生活をすごすためにはどのようなサービスを利用すればその方らしい生活を営むことができるのか、利用者さんの心身の状態に応じて情報提供を行い一緒に居宅サービス計画をたてます。一度たてた居宅サービス計画書の内容は利用者さんの心身の状態や希望などによって変更することも出来ます。

このようにケアマネージャーに居宅サービス計画書を依頼する場合は、指定居宅介護支援事業者との契約を行う必要がありますのでご注意ください。

また居宅サービス計画書を作成するにあたっては利用者さんの自己負担はありません。

詳しくは当院2階にあります 地域医療連携室にてご相談させていただきますのでお気軽にお声がけ下さい。

